

○越前町地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月30日

訓令第10号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、越前町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 越前町長又はその指名する者
- (2) 福井県知事又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人福井県バス協会
- (5) 社団法人福井県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 福井運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。

(協議が調った事項の軽微な変更等)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げる軽微な変更等は、交通会議での協議を省略することができる。

(1) 停留所の名称の変更

(2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等

(3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの変更

(4) 第2号又は前号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正

2 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月31日訓令第28号)

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。